

報道関係者 各位

令和5年11月16日(木)

【照会先】

愛知労働局労働基準部賃金課  
賃金課長 平井 秀明  
主任地方賃金指導官 高橋由里子  
電話番号 052(972)0258

## 愛知県の特定最低賃金(2業種)を上げます

愛知労働局長(局長 <sup>あべ</sup>阿部 <sup>みつる</sup>充)は、愛知県の特定最低賃金(2業種)の時間額を改正することを決定し、本日、官報公示を行いました。

1 愛知地方最低賃金審議会(会長 中山徳良)は、本年8月4日、愛知県の特定最低賃金の改正決定に係る諮問を受け、同年10月16日、愛知労働局長に対し、現行の愛知県特定最低賃金(2業種)の時間額を改正決定する旨の答申を行いました。

この答申を受けて愛知労働局長は、異議申出などの所要の手続きを行い、本日(11月16日)、官報公示を行いました。

効力発生日は令和5年12月16日です。(裏面参照)

2 厚生労働省では、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の上げを図るため、「業務改善助成金」制度を設けています。詳しくは、厚生労働省ホームページをご参照ください。

3 そのほか、中小企業・小規模事業者の支援事業として、「業務改善助成金」をはじめ、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対してワン・ストップで無料相談に応じる「愛知働き方改革推進支援センター」を設けています。

## 「愛知県特定最低賃金」改正決定状況

令和 5 年 11 月 16 日官報公示

特定最低賃金名	現行最低賃金額 (時間額)	改正最低賃金額 (時間額)		
	効力発生日 令和 4 年 12 月 16 日	効力発生日 令和 5 年 12 月 16 日	引上額	引上率
製鉄業、製鋼・製鋼 圧延業、鋼材製造 業最低賃金	1,018 円	1,059 円	41 円	4.03%
輸送用機械器具 製造業最低賃金	997 円 (参考) <sup>2</sup>	1,028 円	31 円	3.11%

(参考)

- 1 愛知労働局ホームページ(<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/>)  
においても情報提供しています。
- 2 「製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業」、「輸送用機械器具製造業」は、  
令和 5 年 10 月 1 日から同年 12 月 15 日まで、愛知県最低賃金 1,027 円が  
適用されます。
- 3 「染色整理業」、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、  
「計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分  
品製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器  
具製造業」、「各種商品小売業」、「自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売  
業」、「自動車(新車)小売業」は、令和 5 年 10 月 1 日から愛知県最低賃金  
1,027 円が適用されています。